

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 10 月 3 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 34 号

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例
新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成 16 年新潟市条例第 9
5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

新潟市山潟コミュニティハウス	新潟市中央区山二ツ 1 番地 5	会議室、ホール
----------------	---------------------	---------

別表第 3 に次のように加える。

新潟市山潟コミュニティハウス	月曜日、休日及び 12 月 29 日 から翌年 1 月 3 日まで	午前 9 時から午後 9 時 まで
----------------	--------------------------------------	----------------------

別表第 4 のうち 54 の表の次に次の 1 表を加える。

55 新潟市山潟コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
会議室 1	1 時間につき	300
会議室 2	1 時間につき	200
会議室 3	1 時間につき	200
ホール 1	1 時間につき	300
ホール 2	1 時間につき	300

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(準備行為)

- 2 市長が行う新潟市山潟コミュニティハウスの利用の許可及び許可の取消し並びに指定管理者の指定、利用者が行う利用の取止めの申出、新潟市山潟コミュニティハウスの指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに關し必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。